（注１）　（略）

（注２）　まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする（５に該当する場合を除く）。

この場合において、管理の対象となる期間における当該資源の採捕の総量が、１及び２に基づいて設定した次表に掲げる数量（以下、「漁獲可能量の基礎とする数量」という。）以内になるようにすることを目安とする。

（単位：トン）

第１種特定 海洋生物資源	漁獲可能量の 基礎とする数量
まさば及びごまさば	607,000

第３の４を次のように改める。

４　第１種特定海洋生物資源ごとの平成23年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定 海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁 獲 可 能 量
2	すけとうだら	平成23年４月～平成24年３月	218,600

（注１～３）　（略）

第４の１を次のように改める。

１　第３の３の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成22年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定 海洋生物資源	指定漁業等の種類	数　　量
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	162,000
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	4,758

（注１～２）　（略）

第４の２を次のように改める。

２　第３の４の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成23年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定 海洋生物資源	指定漁業等の種類	数　　量
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	135,000

（注１～３）　（略）

第５の１を次のように改める。

１　第４の１の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

（単位：トン）

	第１種特定 海洋生物資源	操　業　区　域	数　　量
1	すけとうだら	⑶　太平洋の海域	102,000
2	ずわいがに	⑴　Ａ海域	3,517

（注１～２）　（略）

第５の２を次のように改める。

２　第４の２の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

（単位：トン）

	第１種特定 海洋生物資源	操　業　区　域	数　　量
1	すけとうだら	⑴　日本海の海域	6,600
		⑵　オホーツク海の海域	28,000
		⑶　太平洋の海域	101,000

（注１～２）　（略）

第６の１⑵⑸⑺を次のように改める。

⑵　すけとうだら

（単位：トン）

都 道 府 県 名	数　　量
北海道	100,000

⑸　まさば及びごまさば

（単位：トン）

都 道 府 県 名	数　　量
東京都	19,000
三重県	43,000
和歌山県	13,000
宮崎県	18,000

（注）　（略）